

改 正 後

(17 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名			
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1	円	区 分			
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2	各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「15」の合計)	13	① 円	② 円
			各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二)の二「7」の合計)	14		
			交際費等の損金不算入額	15		
			各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	16		
				17		
				18		
				19		
				20		
				21		
				22		
				23		
連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5					
連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6					
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7					
連結国外所得の金額 (4)	8					
(7) × 90%	9					
連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10					
連結控除限度額 (1) × $\frac{10}{7}$ と(1)のうち少ない金額	11					
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	12					
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
課税標準法人税額 (1)	42	円 000	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{10}{7}$ と(43)のうち少ない金額	44	円	
地方法人税額 (42) × 4.4%	43		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「51」の合計)	45		

改 正 前

(17 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名			
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1	円	区 分			
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	2	各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「15」の合計)	13	① 円	② 円
			各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二)の二「7」の合計)	14		
			交際費等の損金不算入額	15		
			各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	16		
				17		
				18		
				19		
				20		
				21		
				22		
				23		
連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5					
連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6					
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7					
連結国外所得の金額 (4)	8					
(7) × 90%	9					
連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10					
連結控除限度額 (1) × $\frac{10}{7}$ と(1)のうち少ない金額	11					
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	12					
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
課税標準法人税額 (1)	42	円 000	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{10}{7}$ と(43)のうち少ない金額	44	円	
地方法人税額 (42) × 4.4%	43		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「51」の合計)	45		

別表六の二(二) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分

別表六の二(二) 平二十六・十・一以後終了連結事業年度等分

改正後

(18 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名			
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分	
	当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「11」	当期の個別国外所得金額 (別表六(二)の二)「8」	個別国外所得の金額 (49) (マイナスの場合は0)	国外の当期利益又は当期欠損の額	15	円
				納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」	16	
				交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17	
				貸倒引当金の戻入額	18	
					19	
					20	
					21	
					22	
					23	
					24	
					25	
					26	
					27	
	28					
	小 計	29				
当期に控除できる金額の計算	各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(7)}{(8)}$	貸倒引当金の繰入額	30		
				31		
				32		
				33		
				34		
				35		
				36		
				37		
				38		
				39		
				40		
				41		
				小 計	42	
	仮 計 $(15) + (29) - (42)$	43				
	非課税国外所得の控除額 (43の②)	44				
	個別国外所得の金額 (43) - (44)	45				
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
個別控除対象外国法人税額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	46	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「44」	49	
	連結控除限度個別帰属額 (9)	47	外	地方法人税の控除限度個別帰属額 $(49) \times \frac{(7)}{(8)}$	50	
	差引個別控除対象外国法人税額 (46) - ((47) + (47の外書))	48		控 除 で き る 金 額 (48) と (50) のうち少ない金額	51	

別表六の二(二)付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(18 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名			
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分	
	当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「11」	当期の個別国外所得金額 (別表六(二)の二)「8」	個別国外所得の金額 (45) (マイナスの場合は0)	国外の当期利益又は当期欠損の額	15	円
				納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」	16	
				交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17	
				貸倒引当金の戻入額	18	
					19	
					20	
					21	
					22	
					23	
					24	
					25	
					26	
					27	
	28					
	小 計	29				
当期に控除できる金額の計算	各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(7)}{(8)}$	貸倒引当金の繰入額	30		
				31		
				32		
				33		
				34		
				35		
				36		
				37		
				38		
				39		
				40		
				41		
				小 計	42	
	仮 計 $(15) + (29) - (42)$	43				
	非課税国外所得の控除額 (43の②) $\times \frac{5}{6}$ 又は(43の②)	44				
	個別国外所得の金額 (43) - (44)	45				
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
個別控除対象外国法人税額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	46	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「44」	49	
	連結控除限度個別帰属額 (9)	47	外	地方法人税の控除限度個別帰属額 $(49) \times \frac{(7)}{(8)}$	50	
	差引個別控除対象外国法人税額 (46) - ((47) + (47の外書))	48		控 除 で き る 金 額 (48) と (50) のうち少ない金額	51	

別表六の二(二)付表 平二十六・十・一以後終了連結事業年度等分

改 正 後

(19 別表六(三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「12」又は別表六(二)(二)付表「9」)	1	円				
	地方法人税 (別表六(二)「47」又は別表六(二)(二)付表「50」)	2					
	道府県民税 ($((1) \times 5\%$ 又は 3.2%)又は別表六(三)付表「28の④」)	3					
	市町村民税 ($((1) \times 12.3\%$ 又は 9.7%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4					
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	外				
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)-(5の外)				
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国 税	12	円		円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
. . .	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
. . .	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
. . .	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
. . .	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
. . .	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 ⑩+⑪+⑫	33					
当 期 分	国 税	34 ⁽⁷⁾			00	外 ^[別表六(二)(二)「21」-(33の外)]	
	道府県民税	35 ⁽⁸⁾					
	市町村民税	36 ⁽⁹⁾					
	計 ⑬+⑭+⑮	37 ⁽¹⁰⁾		⑬の⑤			

別表六(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(19 別表六(三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「12」又は別表六(二)(二)付表「9」)	1	円				
	地方法人税 (別表六(二)「47」又は別表六(二)(二)付表「50」)	2					
	道府県民税 ($((1) \times 5\%$ 又は 3.2%)又は別表六(三)付表「28の④」)	3					
	市町村民税 ($((1) \times 12.3\%$ 又は 9.7%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4					
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	外				
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)-(5の外)				
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国 税	12	円		円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
. . .	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
. . .	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
. . .	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
. . .	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
. . .	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 ⑩+⑪+⑫	33					
当 期 分	国 税	34 ⁽⁷⁾			00	外 ^[別表六(二)(二)「21」-(33の外)]	
	道府県民税	35 ⁽⁸⁾					
	市町村民税	36 ⁽⁹⁾					
	計 ⑬+⑭+⑮	37 ⁽¹⁰⁾		⑬の⑤			

別表六(三) 平二十六・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(20 別表十九)

(20 別表十九)

納税地 (フリガナ)	電話() -	事業年度 (全)	売上金額 00000000	申告年月日	通債日付印	業務種目	整理番号	事業年度	売上金額	申告年月日	通債日付印	業務種目	整理番号	事業年度	売上金額	申告年月日	通債日付印	
法人名 (フリガナ)		代表者 自署押印				旧納税地 及び 旧法人名等	申告書 提出の有無	申告書				申告書 提出の有無	申告書					

納税地 (フリガナ)	電話() -	事業年度 (全)	売上金額 00000000	申告年月日	通債日付印	業務種目	整理番号	事業年度	売上金額	申告年月日	通債日付印	業務種目	整理番号	事業年度	売上金額	申告年月日	通債日付印	
法人名 (フリガナ)		代表者 自署押印				旧納税地 及び 旧法人名等	申告書 提出の有無	申告書				申告書 提出の有無	申告書					

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日
 の計算期間 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日
 の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)	1	十億 百万 千 円	分割法人等の 引継ぎ前の退職 年金等積立金額	14	十億 百万 千 円
確定給付年金資産 管理運用契約分	2		(14)の12相当額	15	
確定給付年金基金 資産運用契約分	3		分割承継法人等へ の引継ぎ後の退職 年金等積立金額	16	
確定拠出年金資産 管理運用契約分	4		(16)の12相当額	17	
個人型年金に係る分	5		課税退職年金 等積立金額 (15)+(17)	18	
勤労者財産形成 給付契約分	6		合併法人等の退職 年金等積立金額	19	
勤労者財産形成 基金給付契約分	7		(19)の12相当額	20	
厚生年金基金 契約分	8		被合併法人等から 引き継いだ退職 年金等積立金額	21	
適格退職年金契約分	9		(21)の12相当額	22	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	10		課税退職年金 等積立金額 (20)+(22)	23	
法人税額 (10) × 18又は(23)の1%相当額	11		この申告書 の申告が修正 申告である 場合	24	
中間申告分の法人税額	12		この申告書 の申告が修正 申告である 場合	25	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (11) - (12)	13		この申告書 の申告が修正 申告である 場合	26	
			この申告書 の申告が修正 申告である 場合	27	
			この申告書 の申告が修正 申告である 場合	28	
			この申告書 の申告が修正 申告である 場合	29	

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)	1	十億 百万 千 円	分割法人等の 引継ぎ前の退職 年金等積立金額	14	十億 百万 千 円
確定給付年金資産 管理運用契約分	2		(14)の12相当額	15	
確定給付年金基金 資産運用契約分	3		分割承継法人等へ の引継ぎ後の退職 年金等積立金額	16	
確定拠出年金資産 管理運用契約分	4		(16)の12相当額	17	
個人型年金に係る分	5		課税退職年金 等積立金額 (15)+(17)	18	
勤労者財産形成 給付契約分	6		合併法人等の退職 年金等積立金額	19	
勤労者財産形成 基金給付契約分	7		(19)の12相当額	20	
厚生年金基金 契約分	8		被合併法人等から 引き継いだ退職 年金等積立金額	21	
適格退職年金契約分	9		(21)の12相当額	22	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	10		課税退職年金 等積立金額 (20)+(22)	23	
法人税額 (10) × 18又は(23)の1%相当額	11		この申告書 の申告が修正 申告である 場合	24	
中間申告分の法人税額	12		この申告書 の申告が修正 申告である 場合	25	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (11) - (12)	13		この申告書 の申告が修正 申告である 場合	26	
			この申告書 の申告が修正 申告である 場合	27	
			この申告書 の申告が修正 申告である 場合	28	
			この申告書 の申告が修正 申告である 場合	29	

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (11)	30	十億 百万 千 円	この申告書 の申告前の 課税標準法人 税額	34	十億 百万 千 円
地方法人税額 (30) × 4.4%	31		この申告書 の申告前の 課税標準法人 税額	35	
中間申告分の地方法人税額	32		この申告書 の申告による 納付すべき 地方法人税額 (33)-(35)	36	
差引確定地方法人税額 (31)-(32) (中間申告の場合はその税額)	33				

課税標準法人税額 (11)	30	十億 百万 千 円	この申告書 の申告前の 課税標準法人 税額	34	十億 百万 千 円
地方法人税額 (30) × 4.4%	31		この申告書 の申告前の 課税標準法人 税額	35	
中間申告分の地方法人税額	32		この申告書 の申告による 納付すべき 地方法人税額 (33)-(35)	36	
差引確定地方法人税額 (31)-(32) (中間申告の場合はその税額)	33				

法 0301-1900

法 0301-1900

税 理 士 署名押印

税 理 士 署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成二十六年十月一以後開始事業年度等分